

男女平等参画のためのみたか市民フォーラム

講演会 「誰もがいきいきと活躍できる社会をめざして」 保育

問 企画経営課 ☎ 内線2115

市では男女平等参画についての意識啓発を目的に、毎年、同フォーラムを開催しています。今年、元厚生労働事務次官の村木厚子さん(写真)を講師にお招きし、女性も男性も家庭と仕事を大切にしながら、「誰もがこの社会を共に支える仲間として、いきいきと活躍できる社会(地域)のあり方」について、村木さんご自身の体験を交えてお話しいただきます。



日 7月5日(木)午後6時30分～8時30分(6時開場)

人 80人、保育(1歳～未就学児)10人 所 三鷹ネットワーク大学
 申 当日会場へ。保育・手話通訳希望者は6月26日(火)正午までに必要事項(11面参照)・お子さんの氏名(ふりがな)・年齢を同課 ☎ 内線2115・FAX 45-1271・✉ kikaku@city.mitaka.tokyo.jpへ(いずれも先着制)

男女共同参画週間パネル展

内閣府が実施する男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせて、「誰もがいきいきと活躍できる社会をめざして」をメインテーマに、パネルの展示やDVDの上映、市の相談窓口の紹介などを行います。

日 6月25日(月)～29日(金)午前8時30分～午後5時

所 市役所1階市民ホール 申 期間中会場へ

男女平等参画に関する情報を提供しています

市の事業・講座のほか、他自治体や都、国の情報も入手できるほか、各種相談窓口の紹介も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

◇女性交流室(下連雀3-30-12中央通りタウンプラザ(公財)三鷹国際交流協会内)

日 月～土曜日午前10時～午後9時50分(祝日を除く)

◇男女平等参画情報提供コーナー(市役所3階)

日 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)

住宅の改修・新築に伴う固定資産税の減額制度



住宅のバリアフリー改修や省エネ改修、認定長期優良住宅を新築した場合に、固定資産税が減額される場合があります。

問 資産税課 ☎ 内線2365

①バリアフリー改修を行った場合

◇対象家屋 新築から10年以上が経過し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)のうち、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅

◇対象となる改修 平成19年4月1日～32年3月31日に行った法令で定めるバリアフリー工事で、工事費用から給付金などを差し引いた金額が50万円超の改修

◇減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)

②省エネ改修を行った場合

◇対象家屋 平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)

◇対象となる改修 平成20年4月1日～32年3月31日に行った、現行の省エネ基準に適合する50万円超の改修工事

◇減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

③認定長期優良住宅を新築した場合

◇対象家屋 平成21年6月4日～32年3月31日に新築した認定長期優良住宅のうち、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(1戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の2分の1以上の住宅

◇減額される税額 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、固定資産税の2分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

申 ①②は工事完了日から原則3カ月以内に、③は新築した翌年の1月31日までに、申告書(市ホームページまたは同課(市役所2階28番窓口)で入手)と必要書類を同課へ

「みたかふれあい支援員」を募集しています
 一資格がない方でも高齢者の支え手として働けます

問 高齢者支援課 ☎ 内線2622

市では、地域全体で高齢者を支えるため、訪問ヘルパーの資格が無い方でも「みたかふれあい支援員」として高齢者の訪問型サービスに就労できる取り組みを進めています。

「みたかふれあい支援員」とは？

市の研修(下記)を受講し同支援員の認定を受けた方は、市が指定する事業者と契約し、訪問型サービスのヘルパーとして働くことができます。高齢者の居宅を訪問し、自立支援を目的とした掃除や調理などの日常生活上の支援を行います(身体介護は行いません)。※認定期間は、認定日から2年後の年度末までです(フォローアップ研修の受講で期間延長可)。

◆認定ヘルパー養成研修

日 7月3・10・17日の火曜日午前9時15分～午後4時40分(10日は9時から、17日は5時まで。全3回)

人 18歳以上で全回受講できる方30人(高校生は除く)

所 生涯学習センター

申 6月12日(火)までに必要事項(11面参照)を同課 ☎ 内線2622・FAX 48-2813へ(申込多数の場合は抽選)

◇研修内容 介護保険制度、市の高齢者福祉制度の概要/高齢化による心身の変化・障がい・疾病など/認知症について/対人サービスでの倫理・接遇/家事支援の知識・実習

消費者相談窓口から

318 植木・造園業者の訪問販売にご注意ください

問 消費者相談窓口 ☎ 47-9042

相談事例 1

植木業者から訪問販売で勧誘を受けた。庭の木が数本伸びていたもので、ちょうど良い機会だと思い契約をした。すると、「隣家に迷惑が掛かるのでほかの木も伐採したほうが良い」と言われ、予定外ではあったが了承した。作業後、業者は請求額のメモを残し、集金日を指定して帰ったが、請求額を見ると15万円であった。高額すぎるので払いたくないし、書面が交付されていないので、連絡先も分からない。(90代・女性)

相談事例 2

認知症の80代の母親が造園業者の訪問販売を受けた。その場で契約をして、庭の植木を伐採していったようだ。請求書が玄関に残されていたので、母親に聞いてみたが「分からない」と答える。支払いをしたくないがどうしたらよいか。(50代・男性)

アドバイス

訪問販売の場合、書面の交付とクーリング・オフが規定されています。業者の訪問販売を受けて契約するときは、契約内容や金額をよく確認しましょう。植木伐採はサービスの性質上、書面が交付されないことが多くあります。また、1日で作業が完了してしまうため、クーリング・オフを言い出せない消費者が多いのではないかと推測されます。

なお、クーリング・オフ期間が過ぎても、認知症などで判断能力が不十分な方は契約を取り消せる場合があります。判断に迷うときは、消費者相談窓口または消費者ホットライン ☎ 188にご相談ください。



〒384-1406 長野県南佐久郡川上村大字原591番地362
 ☎0267-97-3206 FAX0267-97-3207

HP <http://www.sizennomura.jp/>

[体育館・グラウンド・フィールドアスレチックなどを完備]

JRをご利用の方は、最寄駅(信濃川上駅)まで車で送迎します。宿泊申込の際にご予約ください。

三鷹市役所発着のバスツアー参加者を募集しています。

◆レタス収穫体験&ブルーベリー狩りツアー

生産量日本一の川上村のレタスと、旬の果実・ブルーベリーをお楽しみください。

日 7月7日(土)・8日(日)(1泊2日) 人 40人(最少催行人数35人)

¥ 大人18,000円から、小学生12,000円から、幼児5,000円から(交通費、宿泊費、食事代(3食)、保険料を含む。幼児の昼食代、寝具代は含みません) 物 長靴

申 6月29日(金)までにJWTジャパンウインズツアー(株) ☎ 0267-66-1268へ(先着制)

※旅行条件書および振込先は別途連絡します。

【旅行企画・実施】JWTジャパンウインズツアー(株)(長野県佐久市今井533-1/長野県知事登録第2-399号 全国旅行業協会会員・長野県旅行業協会会員)

【利用バス会社】信濃物流(株)(長野県南佐久郡川上村大字樋澤234)

※添乗員は同行しません。現地係員が対応します。

◆宿泊のお申し込みは簡単です!

宿泊希望日の3日前までに自然の村へ電話(午前8時30分～午後7時30分)・ファクス・インターネットでお申し込みください。9月分の団体(15人以上)の優先申し込みは6月15日(金)から受け付けます。

【宿泊料金】大人3,700円から、小学生2,500円から(1泊2食付き)

※7月21日(土)～9月10日(月)は繁忙期料金の適用あり(大人200円・小学生100円の加算)。